

法人に係る利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

平成 27 年 12 月

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日より法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客さまについては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息から地方税 5% の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまについては変更ございません。

○ 対象となる預金

- ・普通預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金（納税外目的で払戻しをした場合）
- ・定期預金
- ・定期積金

○ 源泉徴収税率について

| 平成 27 年 12 月 31 日まで | | 平成 28 年 1 月 1 日以降 | |
|---------------------|---------------------------|-------------------|--------------|
| 20.315% | (国 税 15.315%) (地方税 5%) | 15.315% | (国税 15.315%) |

※上記国税には復興特別所得税 (0.315%) が含まれます。

※普通預金、通知預金および納税準備預金につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息より地方税を徴収いたしません。

※定期預金、定期積金につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時および中途解約時にお支払する預金利息より地方税を徴収いたしません。

【ご注意】

- ・この内容は、平成 27 年 11 月 1 日時点における法令その他の情報に基づき作成しております。今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。
- ・最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認ください。
- ・確定申告をされる場合や個別具体的なケースにかかる税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認ください。